

平成21年第2回砂川市議会臨時会

平成21年5月25日（月曜日）第1号

○議事日程

- 開会宣告
- 開議宣告
- 日程第1 会議録署名議員指名
- 議事日程報告
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第4 議案第4号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第2号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第3号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第1号 平成21年度砂川市老人医療事業特別会計補正予算
- 閉会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
尾崎 静夫 議員
土田 政己 議員
- 日程第2 議事日程報告
会期の決定
自 5月25日
1日間
至 5月25日
- 日程第3 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第4 議案第4号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第2号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第3号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第1号 平成21年度砂川市老人医療事業特別会計補正予算

○出席議員（14名）

議長	北谷 文夫	副議長	東武 英圭	男介 君	君
議員	北谷 文夫	議員	東武 英圭	男介 君	君
	北谷 文夫		東武 英圭	男介 君	君
	北谷 文夫		東武 英圭	男介 君	君
	北谷 文夫		東武 英圭	男介 君	君
	北谷 文夫		東武 英圭	男介 君	君
	北谷 文夫		東武 英圭	男介 君	君
	北谷 文夫		東武 英圭	男介 君	君
	北谷 文夫		東武 英圭	男介 君	君
	北谷 文夫		東武 英圭	男介 君	君
	北谷 文夫		東武 英圭	男介 君	君
	北谷 文夫		東武 英圭	男介 君	君
	北谷 文夫		東武 英圭	男介 君	君
	北谷 文夫		東武 英圭	男介 君	君

○欠席議員（0名）

- 1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。
砂川市教育委員会委員長 柴田 良一 昭
砂川市市監査委員 奥山 山 昭
- 2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。
市立病院院長 熊 豊
総務部長 善岡 雅文

兼会計管理者	井栗 上 克 也	市	井栗 上 克 也	市
市民部長	栗西 野 久 司	経	栗西 野 久 司	経
経済部長	西 野 久 司	建	西 野 久 司	建
建設部長	金 田 芳 一	技	金 田 芳 一	技
建設部技監	金 田 芳 一	市	金 田 芳 一	市
市立病院事務局長	小 侯 一 治	市	小 侯 一 治	市
市立病院事務局長	小 侯 一 治	市	小 侯 一 治	市
市立病院事務局長	小 侯 一 治	市	小 侯 一 治	市
総務課長	古 木 中 信	廣	古 木 中 信	廣
広報広聴課長	湯 浅 克 己	砂	湯 浅 克 己	砂

- 3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。
教育長 四反田 孝治
教育次長 森下 敏彦
- 4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。
監査事務局長 中出 利明
- 5. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。
事務局 次々長 丸角 誠一
事務局長 佐々木 純早
庶務係長 石 苗

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長 北谷文夫君 おはようございます。ただいまから平成21年第2回砂川市議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長 北谷文夫君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 北谷文夫君 日程第1、会議録署名議員の指名を議題とします。
会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、尾崎静夫議員及び土田政己議員を指名します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 北谷文夫君 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。
今臨時会の会期は、5月25日の1日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
ご異議なしと認め、会期は1日間と決定いたしました。

◎日程第3 報告第1号 専決処分の報告について

○議長 北谷文夫君 日程第3、報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。
提案者の説明を求めます。

総務部長 善岡雅文君 (登壇) 報告第1号 専決処分の報告についてご説明をいたします。
地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものであります。
賠償する額の決定の専決と議会への報告でございます。内容につきましては、自動車事故に係る損害賠償金の支払についてであります。

裏面をお開きいただきたいと存じます。専決処分であります。除雪作業車による自動車事故損害賠償金を下記のとおりに支払うものであります。

事故発生日月日は、平成21年3月2日月曜日午後1時40分ころ。

事故発生場所は、砂川市西2条南10丁目でございます。

相手方住所氏名、相手方車両名、当市の運転手は記載のとおりでございます。

当市の車両名は、川崎ドーザ、札幌00は1954でございます。

事故の概要は、相手方車両が西2条南10丁目の自宅車庫を出る際、当方の除雪誘導員の指示に従って車庫から2メートル程度出たところで停止していたところ、雪山除雪中の当方除雪作業車がバックする際、後方確認不十分のため相手方車両に衝突した事故でございます。

過失割合は、当市車両が10割、相手方車両がゼロ割で、示談年月日は平成21年3月27日であり、賠償金は36万2,134円でございます。

支払い先は、滝川市東町4丁目9番地6、有限会社井上自動車ボデー及び砂川市空知太西1条5丁目1番9号、株式会社トヨタレンタリース新札幌空知店であります。

賠償金につきましては、北海道自動車共済協同組合から全額の36万2,134円が補てんされるものであります。

以上、よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長 北谷文夫君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

小黒弘議員。

○小黒弘議員 (登壇) 何点かの質疑をさせていただきたいと思っております。
平成20年3月に車両センターが廃止になって、今まで直営でやっていた除排雪をこの砂川道路管理協同組合というところに委託するというような形で、今シーズンこの委託が初めてだったと思うのです。私も注目していたところから、起こってほしくない事故が起こってしまったというふうな思いなんですけれども、これは今の事故の概要説明からしても最近の交通事故というのはまず10・ゼロということは何となく、でも今回は10・ゼロということなのですね。概要を聞いても相当本当にあってはならないような状況の中で起こった事故のような気がするんですけれども、そもそも今回の事故はこのシステムというか、組織としての原因がそういうものなのか、あるいは全く個人的なミスから起こったものなのか、事故の概要をもうちょっと詳細に話していただけるものがあるならばそこも含めてまずお伺いしたいと思います。

○議長 北谷文夫君 建設部技監。

○建設部技監 金田芳一君 (登壇) 今回の事故に関しましては、所有しております重機が土木課ということで、また組合のほうに委託を発注しております所管が土木課ということでございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、今回の事故でございますけれども、とまっている車にバックをした際に後方確認を怠りまして、それで衝突したというようなことで、一方的なこちらのミスということでございます。それで、平成20年度から組織機構の見直しによりまして車両センターが廃止になりまして、所有しております重機、除雪作業車なんですけれども、8台あるんですけれども、これらを組合のほうに貸与して、さらなる効率的な除雪と、それとあわせて経費の削減を考えまして今回組合のほうに委託をしたわけでございます。今回の事故につきましては、あってはならない事故でございますけれども、この除雪作業につきましては日ごろより安全第一というふうなことに考えてまいりましたが、今回の事故を起こしたことに對しまして心よりおわびを申し上げます。

それで、日ごろより組合と除雪契約を結んでからオペレーター等々一堂に集めまして交通安全の講習を行いました。指導を行っているわけでございますけれども、組合のほうでも独自に関係者を集めて、安全第一というふうなことで担当者会議を設けている次第でございます。今回の事故は大変心よりおわびを申し上げますけれども、今後ともこの除雪作業に對しましては安全第一で指導をしてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解をお願いしたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒弘議員 私の質問にほとんど答えられていないんですけれども、なぜシステム的な問題なのか、個人の問題なのかとお伺いしたかという、あってはならない種類が、本当にあってはならない状況だと思うのです。つまり除雪誘導員はいて、しかもこの誘導員は人を車をとめた、当てられた車をとめていた、つまりすぐそばにいたわけです。それで、戦車みたいな除雪車がバックをした、とめていた、とまっていた車にぶつかってしまった。何でシステムのなか、個人の全く単純なミスなのかというふうな聞きたいかという、この誘導員の人とこの運転手さんとの意思疎通はどういうふうなところにあるのかということなんですけれども、つまり下がってきたときにぶつかりそうなのは誘導員の人には確実に見ているし、わかっているのだと思うのです。多分誘導員の人、危ない、危ないって思っていたり、何かはしているのだと思うのですけれども、結果的にはぶつかっているのだから、誘導員の人果たして、

いて何か役に立っているかというのと、ほとんど立っていない状況ですよ。つまりそこがどういう形で起こっているのかというのがきちっとわかっていかないと、今後とも安全第一で指導していくと、つまたって何を指導して二度とこういう事故が起らないようにしようとしているのかが僕には今わからないので、そこをお伺いしたいと思うのです。それで、先ほど車両センターが廃止になって、今までは市の職員が何人か大型の除雪機に乗ってやっていました。たまたま、この除雪機の大型のところは、多分僕は議員になってから記憶で、いろいろな事故がありました。ただ、ここの除雪機の大型の機械での事故というのはいないので、今までは記憶にないです。一度やっただけで、本当にさっき言ったのだけれども、戦車みたいな車です。大変なことになるはずなんです。これをもう二度とやらせては困るのですけれども、だからさっき言ったとおり単純に運転手が何かをちゃんとやっているのに後ろを振り向き、後方確認を怠って起こした事故なのかどうかということももう一度お伺いします。

○議長 北谷文夫君 建設部技監。
○建設部技監 金田芳一君 今回の事故でございますけれども、誘導員は現場で4名から6名、その日の除雪作業によって人数は異なりますけれども、誘導員は必ずついてございます。先ほどの事故の件なのですけれども、運転手の全くの後方の確認せずにつかっていた経緯というふうなこともございます。またあと、誘導員にはそれぞれオペレーターと連絡をとれるように無線機装着しているのですけれども、何らかの事情でその無線機が作動しなかったというふうな事情もございまして、議員ご指摘のとおり、こういった事故は絶対犯してはならないというふうに我々も認識しておりますので、今後とも作業の安全徹底ということに對しまして指導を行ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。
○小黒 弘議員 理解するしないという問題ではないのですけれども、つまりシステムとしては誘導員の人とオペレーターというか、運転手さんとは意思の疎通は普通であれば図られるような仕組みにはなっている。ただ、これが何らかの形で途絶えていたということですね。それであれば指導で何とかできますね、今後、絶対的に意思の疎通がなければ何人誘導員がいたって同じですよ。もうこのことだけからはきちっとこれからやっていただきたいというふうに思います。このたびの事故が車同士だったからまだいいのですけれども、これ軽自動車が見えていないとすれば子供だったりとかなら絶対見えませんよね。とにかく、とにかく二度とこんなことは起こさないように、そして民間に移ったからこんな事故が続くのだなんていうことにならないように、ぜひとも指導のほうをしっかりとやっていただきたいと思っております。

以上です。
○議長 北谷文夫君 他にございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
これで質疑を終わります。
以上で第1号の報告を終わります。

◎日程第4 議案第4号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第2号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第1号 平成21年度砂川市老人医療事業特別会計補正予算

○議長 北谷文夫君 日程第4、議案第4号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 平成21年度砂川市老人医療事業特別会計補正予算の4件を一括議題とします。各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。
○総務部長 善岡雅文君 (登壇) それでは、私のほうから議案第4号、第2号、議案第3号についてご説明を申し上げます。

まず、議案第4号でございます。砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

改正の理由は、国家公務員の平成21年6月期の期末手当及び勤勉手当に関する特例措置に準じ、本市職員の平成21年6月期の期末手当及び勤勉手当に関する特例措置を実施するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明を申し上げますので、3ページをお開きいただきたいと存じます。左が現行、右が改正後となっております。

附則第7項を加えるもので、平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関し、職員の期末手当について規定した第33条第1項中「100分の10」とあるのは「100分の125」とし、再任用職員の期末手当について規定した同条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」とし、職員の勤勉手当について規定した第36条第1項中「100分の75」とあるのは「100分の70」とし、再任用職員の手当について規定した同条第2項中「100分の35」とあるのは「100分の30」とするものであります。

附則として、この条例は、平成21年6月1日から施行するものであります。

続きまして、議案第2号 砂川市市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

改正の理由は、国家公務員の平成21年6月期の期末手当に関する特例措置に準じ、本市議会議員の平成21年6月期の期末手当に関する特例措置を実施するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明を申し上げますので、3ページをお開きいただきたいと存じます。左が現行、右が改正後となっております。

附則に第6項を加えるもので、第5条第2項の規定にかかわらず、平成21年6月に支給する期末手当に限り、同項の表中「100分の215」とあるのは「100分の195」と、「100分の108」とあるのは「100分の98」と、「100分の56」とあるのは「100分の51」とするものであります。

附則として、この条例は、平成21年6月1日から施行するものであります。

続きまして、議案第3号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の平成21年6月期の期末手当に関する特例措置に準じ、市長及び副市長の平成21年6月期の期末手当に関する特例措置を実施するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明を申し上げますので、3ページをお開きいただきたいと存じます。左が現行、右が改正後となっております。

附則に第17項を加えるもので、第4条第2項の規定にかかわらず、平成21年6月に支給する期末手当に限り、同項中「100分の215」とあるのは、「100分の195」とするものであります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕
討論なしと認め、これで討論を終わります。
これより、議案第2号を採決します。
本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。
続いて、議案第3号の討論に入ります。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
討論なしと認め、これで討論を終わります。
これより、議案第3号を採決します。
本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。
続いて、議案第1号の質疑に入ります。
質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
これで質疑を終わります。
続いて、議案第1号の討論に入ります。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
討論なしと認め、これで討論は終わります。
これより、議案第1号を採決します。
本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長 北谷文夫君 以上で日程のすべてを終了しました。
これで平成21年第2回砂川市議会臨時会を閉会いたします。
閉会 午前10時57分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成21年5月25日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員